

一般社団法人リハビリテーション教育評価機構評価員研修会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構（以下、「本機構」という）評価員研修会の運用に関して必要な事項を定める。

(対象)

第2条 評価員研修会は、本機構評価員規程第2条に定める評価員を対象として開催する。

2 評価員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から構成される。

(企画及び運営)

第3条 評価員研修会は、理事会の決議に基づいて、制度研修委員会が企画、ならびに運営する。

(開催)

第4条 評価員研修会は、毎年1回開催とする。但し、制度研修委員会、または理事会が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

(内容)

第5条 評価員研修会は、主として次の事項について実施する。

- (1) 本機構の概要説明
- (2) 前年度の事業報告
- (3) 当年度の事業計画
- (4) 評価マニュアルの説明
- (5) 班別意見交換
- (6) 全体討議

(委任)

第6条 この規程に定めない事項については、制度研修委員会が定める。

(改廃)

第7条 この規程は、理事会の決議により改廃する。

(附則)

1. この規程は、平成28年3月17日より施行する